

○財務省、厚生労働省、令第三号
 ○農林水産省、経済産業省、令第三号
 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和二年九月十六日

株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令
 株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、令第四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（業務方法書の記載事項） 第十四条 [略] 一～四 [略] 五 特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証に関する事項（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第八条第二項、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十四条第三項及び第五十七条第二項、地域経済牽引事業の促進に関する地域域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十二條第三項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第二項並びに農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十六条第二項の規定により法第十一条第一項第二号の規定による法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなされる債務の保証（以下「特例海外債務保証」という。）に関する事項を除く。） イ、チ [略] 五の二、十六 [略]</p>	<p>（業務方法書の記載事項） 第十四条 [略] 一～四 [略] 五 特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証に関する事項（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第八条第二項、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十六條第二項及び第五十七條第二項、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十三條第二項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第二項並びに農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十六条第二項の規定により法第十一条第一項第二号の規定による法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなされる債務の保証（以下「特例海外債務保証」という。）に関する事項を除く。） イ、チ [略] 五の二、十六 [略]</p>

附則
 この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

○経済産業省令第四号
 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、中小企業等経営強化法第二十六条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令を次のように定める。
 令和二年九月十六日

中小企業等経営強化法第二十六条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令の一部を改正する省令
 中小企業等経営強化法第二十六条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令（平成二十四年財務省令第二号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>中小企業等経営強化法第二十四条第一項第三号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令 中小企業等経営強化法第二十四条第一項第三号の経済産業省令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～五 [略]</p>	<p>中小企業等経営強化法第二十六条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令 中小企業等経営強化法第二十六条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～五 [略]</p>

附則
 この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

○財務省令第五号
 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十三条第一項の主務省令を次のように定める。
 令和二年九月十六日

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十三条第一項の主務省令で定める金融機関を定める省令（平成二十四年財務省令第三号）は、廃止する。

財務大臣 麻生 太郎
 経済産業大臣 梶山 弘志